

令和5年4月1日

生徒心得について

運転免許取得について

福島県立いわき湯本高等学校（本校舎）

## 生徒心得

### 総 則

- 1 高校生としての使命を自覚して責任ある行動をする。
- 2 個性を豊かに培い、自他の人格を尊重し学力の充実と人格の高揚に努める。
- 3 心身の健全なる発達を図り、勤労を尊び奉仕の精神を養う。

### 第1章 礼儀

- 1 校外で教師並びに学校関係者に会った時は挨拶する。生徒間においても互いに挨拶することが望ましい。

### 第2章 通学

- 1 湯本一小的の校庭等他者の敷地等の通行は絶対しない。
- 2 自転車で通学する者は、学校長の許可を受ける。
- 3 生徒が普通自動車・自動二輪車等を運転して通学することは認めない。

### 第3章 登校・下校

- 1 8時20分までに教室に入るよう登校する。なお、8時30分以降の遅刻の場合は、職員室にて入室許可証の発行を受けてから入室する。
- 2 最終下校時刻は次のとおりとする。  
平日午後7時30分、ただし、止むを得ず遅くなるときは、保護者または父母等（以下保護者とする）の承認を得てHRTまたは係の教師に連絡し、許可を受ける。
- 3 登校後許可なくして、校外に出てはならない。外出する場合はHRTに連絡し、外出許可証を携帯する。
- 4 休日に登校しようとする者は、原則事前に部顧問、HRTに申し出る。
- 5 通学途上の事故は、ただちに学校、家庭等に連絡する。

### 第4章 諸届等

- 1 欠席・早退・遅刻等の連絡は事前に行うことを原則とする。
- 2 すべての届出願は保護者が、本校所定の様式によって、HRTを経て、学校長に提出しなければならない。
- 3 病欠欠席が7日以上にわたる場合は、医師の診断書を添えて届け出る。
- 4 本人または同居人が、感染症の場合は、直ちに届け出る。この場合医師の証明がなければ登校できない。
- 5 アルバイトは原則禁止とする。（特別な事情がなければ許可しない。）
- 6 諸届願には次のものがある。  
退学願・休学願・学割交付願・自転車通学願・自動車学校入校許可願・住所変更届・保護者変更届・保証人変更届

### 第5章 授業

- 1 授業は制服で受けるものとする。
- 2 授業の始め終りは起立し、担任教師に正しく礼をする。
- 3 授業中教室に入るときは、教師に理由を述べて許可を得る。
- 4 授業中退室するときは、教師に許可を得る。
- 5 早退する時は、早退許可証にHRTの認印を得て下校し、後日保護者の認印をした許可証をHRTに提出する。

### 第6章 考査

- 1 考査は公正な態度で受験し、決して不正行為をしない。
- 2 考査前日には、机の配列を6列とする。
- 3 考査場における席順は、出席簿の番号順による。
- 4 考査に際して、各自の携行品は身辺より離す。
- 5 考査中、物品の貸借をしない。
- 6 考査期間中、止むを得ない理由で欠席したときは、追試験を受けるものとする。
- 7 携帯電話に関しては、「考査に関する細則」どおりとする。

### 第7章 風紀

- 1 喫煙・飲酒・薬物乱用等は絶対にしない。
- 2 正当な理由なく、欠席・遅刻・早退をしてはならない。
- 3 校内・校外の生活においては、暴力、窃盗、万引き、不純異性交遊、暴走行為などは絶対しない。
- 4 ポスター・ビラ等を掲示する場合は、生徒会執行部に申し出て、顧問教師の許可を受けて所定の場所を使用する。なお生徒会関係以外のものについては、HRTを通じ生徒指導部に申し出る。
- 5 夜間の外出は避け、遅くとも21:00には帰宅する。友人同士の外泊は絶対避ける。
- 6 携帯電話の校地内使用は原則的に禁止する。必ず電源を切って鞆かロッカーにしまう。
- 7 インターネットやSNS等に個人情報（名前・住所・電話番号・顔写真等）を載せない。
- 8 18歳になると保護者の同意なしに契約が可能になるが、様々な契約（例：携帯電話の購入、クレジットカードの作成等）はしないことが望ましい。

### 第8章 服装

- 1 頭髪  
(男女共通)

- (1) 進学、就職の面接試験に不適切な髪型（パーマ、脱色等の加工）は禁止する。
- (2) 髪かたちは常に見苦しくなく、高校生らしく清潔に保つよう心がける。

## 2 装飾

（男女共通）

- (1) 化粧やカラーリップ等は禁止。
- (2) コンタクトレンズは無色のものを使用する。
- (3) ピアス、眉や目の加工、マニキュア、ネックレス、指輪、サングラス等の禁止。

## 3 制服（平成 14 年施行、令和 4 年施行）

〔夏〕

（男子）

学校指定の Y シャツ（長袖も可）を着用。また、Y シャツの裾を中に入れること。短いシャツは禁止する。

（女子）

学校指定のブラウス（長袖も可）を着用。ブラウスの裾を中に入れること。短いシャツは禁止する。

〔冬〕

（男女共通）ブレザー（本人の氏名入り）、ズボン、スカート（本人の氏名入り）、男子 Y シャツ、女子ブラウス、ネクタイ、リボンは全て学校指定のものとする。

〔靴下〕

（男子）

華美でないものとする。また、入学式や卒業式等の式典、進学試験や就職試験等の受験の際は、無地の紺色か黒色の靴下を着用する。

（女子）

無地（ただしワンポイントまでは許可する）の紺色か黒色、くるぶし以上膝下以下の長さで靴下を着用する。色物や柄物、膝上靴下は禁止する。また、入学式や卒業式等の式典、進学試験や就職試験等の受験の際は、学校指定の靴下を着用する。

〔防寒〕

- (1) 10月～5月までの期間を対象として以下の通りとする。
- (2) 式典や登下校時は、必ずブレザーを着用する。カーディガンを着用する場合は学校指定のものとし、ブレザー内に着用する。ただし、体温調節のため、校舎内においてはブレザーの脱着は許可する。
- (3) ベージュか黒色のストッキングかタイツの着用を許可する。その際、靴下を着用する場合は、紺色か黒色の靴下とする。
- (4) オーバーコートやウィンドブレイカー、マフラーや手袋等を着用する場合は、華美でないものとする。ただし授業時等や職員室等への入室時は着用しない。トレーナーやフード付きパーカー等の着用は原則禁止する。

## 4 禁止事項

（男子）

- (1) ネクタイやズボン等の加工は禁止する。（ズボンの裾の広すぎるもの、細すぎるものは禁止。）
- (2) ベルトは華美でないものを着用する。

（女子）

- (1) 学校指定のズボンの着用を認める。
- (2) スカートの中心を基準とし短くしない。（スカートをウエストで折り返すことは禁止。）
- (3) ネクタイ、リボン、スカート等の加工は禁止する。

（男女共通）

- (1) 靴は端正なものとし、派手なデザインのものはいない。
- (2) 上靴（所定のサンダルおよび体育館シューズ）と完全に区別し、かかとを折らない。
- (3) 靴は授業のあるときは常に持参する。大きさや形状に指定はないが、少なくとも B4 版が入る程度のものとし、持ち帰りに支障をきたさないものとする。ただし、買い物バッグや華美・高価なものは避ける。
- (4) その他、高校生として相応しくないものの所持・携帯は禁止する。

## 5 その他

- (1) 5月1日～10月31日は、ブレザーの脱着を認める。
- (2) 服装・頭髮に関して特別な指示があった場合、それに従う。
- (3) 上記以外で、その他必要となるものについては、その指示に従う。

### 第9章 校舎および備品の使用

- 1 校舎校具は大切に取扱い、万一誤って破損又は紛失したときは、ただちに HRT・係教師に申し出る。この場合、その一部又は、全品を現品あるいは金銭で原則弁償しなければならない。
- 2 校具・運動具・楽器などを使用する時は、必ず係教職員の許可を得、使用後はもとの場所に正しく返納して、整理整頓し、係教職員に報告する。

- 3 休日の校具使用に当っては、事前に HRT 並びに係教職員に申し出る。
- 4 校舎教室の使用に当っては責任者を明らかにし、火気、戸締りを確実にする。使用後は点検をなし係教職員に届け出る。
- 5 移動教室等で教室が空になるときには、必ず施錠する。

#### 第 10 章 所持品

- 1 カバンを持参し登下校する。また授業に直接必要なもの以外の物品を学校に持参しない。（週刊誌、漫画、トランプ、化粧品、その他これに類似するもの）
- 2 教科書等を放課後、校舎内に留めおかない。
- 3 所持品紛失、または拾得の場合は、直ちに HRT 及び係教職員に届け出る。
- 4 貴重品はできるだけ携行しない。  
止むを得ないときは、身辺からはなさず、または教師に保管を依頼する。

#### 第 11 章 賞罰

- 1 生徒の本分を自覚し、特別の善行のあったときは、表彰する。
- 2 生徒の本分に反する行為のあったときは、特別な指導、または懲戒（訓告・停学・退学）を行う。

#### 第 12 章 その他

- 1 次の場合は HRT を通じて生徒指導部に申出る。
  - (1) 金銭物品を集めようとするとき。
  - (2) 凶書の刊行等をしようとするとき。
  - (3) 各種団体に加入するとき。
- 2 面会人のある場合は HRT の許可を受ける。ただし面会時間は授業時間外とする。
- 3 学校内で治療または休養の必要を生じたときは、係教職員に申し出て処置を受ける。
- 4 非常災害の場合は、係教職員の指示に厳正に従い、迅速に行動する。
- 5 学校長の許可なく普通自動車等の運転免許証を取得してはならない。
  - (1) 本校では 4 + 1 ない運動（高校生は①免許をとらない。②車をもたない。③運転しない。④ 乗せてもらわない。保護者は①子供の要求には負けない）を展開している。
  - (2) 自動車学校への入校を希望する 3 年生は、以下「運転免許取得について」に従う。

### 運転免許取得について

- 1 申請の条件と手続き
  - (1) 条件
    - ①進路が決定していること。  
ただし、大学の推薦入試等で進路が決定した生徒、及び大学共通テストを受験する生徒において、自動車学校入校を希望する場合は、大学共通テスト終了後に入校手続きを行うこととする。
    - ②第 2 学期期末考査の評価において、単位の履修と習得に問題がないこと。  
ただし、成績不振者指導等が認められて解消した場合、あらためて入校手続きを行うことが出来る。
    - ③学校生活不適応行動や問題行動がないこと。  
ただし、学校生活不適応行動や問題行動がなくなった場合、あらためて入校手続きを行うことが出来る。
  - (2) 手続き
    - ①自動車学校入校手続きは、第 2 学期期末考査最終日以降とする。
    - ②生徒は「自動車学校入校許可願」を担任に提出する。
    - ③その後、本校から自動車学校入校許可証を生徒は受け取り、通学予定の自動車学校に提出する。
- 2 自動車学校入校期間中の注意事項
  - (1) 学業の妨げにならぬよう十分配慮する。
  - (2) 自動車学校通学や検定試験のための遅刻・早退・欠席は認めない。
  - (3) 教習の待ち時間などの自動車学校内などでは、高校生として自覚を持ち品位を失うような言動は慎む。  
(特にスマートフォン等の使い方)
  - (4) 自動車学校で事故などにあった場合は、速やかに報告すること。
- 3 自動車学校卒業後の確認事項
  - (1) 普通自動車免許証取得（本試験）は、自宅学習期間に入ってからとする。
  - (2) 卒業式前に普通自動車免許証を取得した場合、必ずクラス担任に報告する。
  - (3) 卒業前に普通自動車等の運転は認めない。（自宅学習期間中の運転による事故が多いため）
  - (4) 普通自動車免許証は保護者の責任において保管する。
- 4 上記に違反した生徒は、特別な指導の対象とする。
- 5 上記は普通自動車の免許証取得に関してであり、自動二輪車の免許証取得は許可しない。福島県内の高校による申し合わせにより「4 + 1 ない運動」を実施している。普通自動車・自動二輪車の同時教習による免許

証取得はできない。